

【申請要領】武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金

本市では、近隣市に比べ相対的に地価が高く（地価公示価格より）、これに伴い家賃も高い傾向にあるため、高額の家賃を支払う事業者で緊急事態宣言の延長・解除後も、売上減の影響が大きい事業者に対する家賃負担の軽減を目的として、本事業を実施します。

申請前の 留意事項

本支援金は、国の家賃支援給付金の支給対象であり、国が支給決定している中小企業者等が対象です。まずは、国の家賃支援給付金への申請をお願いいたします。

■ 支給要件 次の1～6のすべてに該当することが必要です。

1	中小企業者、小規模企業者、個人事業者または会社以外の法人であること ※会社以外の法人…公益法人等（法人税法別表第二に該当）またはその他の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）で、従業員規模が中小企業基本上の中小企業と同程度のもの ※中小企業者等の範囲		
	業種分類	① 資本金の額又は出資の総額	② 常時使用する従業員の数
	製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業	5千万円以下	50人以下
	サービス業	5千万円以下	100人以下
（参考 中小企業基本法）			
2	国の家賃支援給付金の支給対象であり、国が支給決定しているもの（中堅企業を除く。） ※国の家賃支援給付金の給付通知書（振込みのお知らせ）が、申請の際に必要		
3	事業者自らの事業のために使用・収益する土地・建物を、武蔵野市内で賃借していること		
4	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと		
5	法令等を遵守した事業を行っていること		
6	住民税の滞納がないこと （令和2年度課税の納税猶予の特例制度を受けている場合は除く。）		
※	武蔵野市商店会活性出店支援金との併給はできません。		

■ 内容

国の家賃支援給付金の支給に加え、以下のとおり市独自で上乗せを行います（一括支給）。


	月額家賃	支援金額	支援金の上限	最大支援額
個人事業者	37万5千円を超える	37万5千円を超えた支払い月額家賃の1/3に相当する金額まで	最大10万円/月まで	60万円（10万円×6カ月）
中小企業者等	75万円を超える	75万円を超えた支払い月額家賃の1/3に相当する金額まで		

※事業を営む店舗または事業所数に関わらず、支援金の支給額の上限は同じです。
※消費税は、月額家賃に含みます。

お問い合わせ

武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金コールセンター
電話 0422-60-1968
受付時間 平日 午前9時～午後5時

■ 申請方法

申請期間	令和2年8月17日（月）から令和3年1月29日（金）の消印有効	
申請方法	受付は、 原則郵送 となります。下記担当までお送りください。 【郵送先】 〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 産業振興課 中小企業者等テナント家賃支援金担当 宛て	
申請書類の入手方法	申請書類は市ホームページからダウンロードしてください。 その他、次の施設で配布しています。 武蔵野市役所7階産業振興課、武蔵野市役所1階受付、 吉祥寺市政センター、中央市政センター、 武蔵境市政センター、武蔵野商工会議所	 <p>申請書類は市HPからもダウンロードいただけます。</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は1事業者につき1回のみです。 ・1事業者が複数の該当店舗または事業所について申請する場合は、全ての店舗または事業所を一括して申請してください。 ・社会福祉法人は、「社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例」の申請書等により申請してください。 ・手書きする場合は油性ボールペン等消えないものでご記入いただき、訂正等の場合は訂正等箇所申請書の申請者欄で使用した印を押印してください。 	

（参考）支給額早見表

＜個人事業者＞

（単位：円）

家賃等の総額 （月額）	総支給額 （6か月分）
375,000	0
400,000	49,998
425,000	99,996
450,000	150,000
475,000	199,998
500,000	249,996
525,000	300,000
550,000	349,998
575,000	399,996
600,000	450,000
625,000	499,998
650,000	549,996
675,000	600,000

＜中小企業者等＞

（単位：円）

家賃等の総額 （月額）	総支給額 （6か月分）
750,000	0
775,000	49,998
800,000	99,996
825,000	150,000
850,000	199,998
875,000	249,996
900,000	300,000
925,000	349,998
950,000	399,996
975,000	450,000
1,000,000	499,998
1,025,000	549,996
1,050,000	600,000

※個人事業者は、家賃等の総額（月額）が67万5千円を超える場合、総支給額は60万円です。

※法人（中小企業者等）は、家賃等の総額（月額）が105万円を超える場合、総支給額は60万円です。

■ 申請書類 次の1～9までの全ての書類の提出をお願いします。

※国の家賃支援給付金の申請時に使用した資料の活用も可

1	武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金支給申請書兼請求書（第1号様式） ※記入例にそって、ご記入ください。
2	誓約書兼振込依頼書（第2号様式） ※記入例にそって、ご記入ください。 ※上記1と2の押印は、同一の印でお願いいたします。
3	国の家賃支援給付金の給付通知書の写し 1部 ※ハガキを紛失された場合などについては、よくある質問（Q&A）をご参照ください。
4	賃貸借契約書などの写し 武蔵野市内に、賃借する土地又は建物があることを証明する賃貸借契約書など ※国の家賃支援給付金は日本国内の土地又は建物が対象となっているため、申請いただく土地又は建物について、ご注意ください。
5	以下、事業種別に書類をご提出ください。
	<法人> 直近の確定申告書の写し（別表一） 電子申告の受信通知（メール詳細）又は税務署の受付印のあるもの。 ※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、以下の書類で代用可とする。 ・2019年12月の帳簿及び法人設立設置届出書（税務署の受付印があるもの）など
	<個人事業者> 直近の確定申告書の写し（第一表） 電子申告の受信通知（メール詳細）又は税務署の受付印のあるもの。 ただし、青色申告以外の場合は、併せて開業届（税務署の受付印があるもの）の提出が必要です。 ※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、以下の書類で代用可とする。 ・2019年12月の帳簿及び開業届（税務署の受付印があるもの）
	<会社以外の法人> 直前の事業年度の年間収入が分かる書類の控え（直近の確定申告書の写しなど） ※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、以下の書類で代用可とする。 2019年12月31日以前から事業活動を行っていることが分かる書類
6	納税証明書 法人：武蔵野市の法人住民税 ※提出可能な最新のもの 個人：個人住民税 ※令和元年度（平成30年中の所得）のもの ※令和2年度課税の納税猶予特例制度を受けた場合、その通知書の写しを1部ご提出ください。 ※武蔵野市に住所（所在地）のある個人事業者及び法人は、武蔵野市役所本庁舎2階市民税課及び各市政センター等 [※] で交付しています（1通300円）。市外に住所がある場合はその市区町村での交付となります。 ※法人の場合、武蔵野市役所本庁2階市民税課のみの交付となります。
7	本人確認書類1点 ※写しで可 例 代表者の運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳等
8	振込口座の通帳の写し（見開きページの写し） 金融機関名称、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できる箇所をコピーしてください。 ※電子通帳の画面の写しなども可
9	申請書類チェックシート 別紙のチェックシートも、申請時にご提出ください。

よくある質問（Q & A）

○ 中小企業者等テナント家賃支援金は、どのような対象者が受けられますか。

⇒ 国の家賃支援給付金の受給者が対象となります。ただし、会社の規模や賃借する土地又建物の場所によって、対象外となる可能性があります。

○ 支援金の対象外となる会社の規模を具体的に教えてください。

⇒ 中小企業基本法で定める中小企業者の定義にあてはまらない規模の会社は、対象外です。国では、中堅企業（資本金が10億円未満の会社又は常時使用する従業員の数が2,000人以下）が対象になりますが、本市では資本金3億円以下の中小企業が、支給対象です。詳細は、申請要領をご確認ください。

○ 対象外となる賃借する土地又は建物とは、具体的にはどのような物件ですか。

⇒ 武蔵野市外で賃借する土地又は建物については対象外ですので、資料の送付も不要です。本市の中小企業者等テナント家賃支援金は、武蔵野市内で賃借する土地又は建物の家賃が、所定の金額を超えている場合に、当該事業者に支給するものです。

○ 支援金は課税対象となりますか。

⇒ 国の家賃支援給付金と同様に、本市の中小企業者等テナント家賃支援金も課税対象となります。ただし、収入の減少や各種経費の支払いなどによって、中小企業者等テナント家賃支援金の支給額を含めても赤字となる事業者については、課税所得は生じないこととなります。

○ 市外在住ですが、武蔵野市内に賃借する店舗（建物）があります。支給対象となりますか。

⇒ はい、武蔵野市内で賃借する店舗（建物）で事業を営んでいれば、対象となります。

○ 自己所有の店舗や事務所について、不動産ローン返済額は支給対象となりますか

⇒ 国の家賃支援給付金では、不動産ローン返済額は支給対象外となっているため、本市でも対象外となります。

○ 書類に不備があった場合、どうなりますか。

⇒ 申請内容に不備等があった場合、申請書記載の担当者連絡先へ連絡します。審査の結果、支援金を支給する場合は交付決定通知を、支給しない場合は不交付決定通知を発送いたします。

○ 国と東京都の家賃支援に関する給付金も申請していますが、武蔵野市の中小企業者等テナント家賃支援金も申請することはできますか。

⇒ 申請可能です。ただし、武蔵野市商店会活性出店支援金との併給はできません。

○ 国の家賃支援給付金の給付通知書のハガキを紛失した場合や、国の家賃支援給付金の給付通知書が届いておらず、中小企業者等テナント家賃支援金の申請締め切りに間に合わない可能性がある場合は、どうすればよいですか。

⇒ 次の①と②をご提出ください。

①国の家賃支援給付金の給付額が記帳されている部分の通帳等の写し

②国の家賃支援給付金のマイページの写し（申請番号と給付額が分かる部分）又は給付通知のメール本文の写し

お問い合わせ

武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金コールセンター
電話 0422-60-1968
受付時間 平日 午前9時～午後5時